

# 新型コロナウイルス感染症対策で使える制度(1)

2020.4.17

## 個人向け 相談窓口

緊急事態  
措置

要請・指示等に関する疑問や不安、  
店舗等への休業要請に対する協力金など

東京都 緊急事態措置相談センター  
03-5388-0567

体調・  
感染症

風邪の症状、37.5℃の発熱、倦怠  
感、呼吸困難が  
4日間以上続く（高齢者、基礎疾  
患のある方は2日）

みなと保健所  
03-3455-4461 平日：8時30分～17時15分  
都・特別区・八王子市町田市合同電話センター  
03-5320-4592 平日：17～翌9時 土日祝：終日

税金・  
保険料・  
公営住宅

申請により**納税の猶予**が受けられる場合  
があります

港区 税務課課税係  
03-3578-2111

申請により**国民健康保険料・介護保険料の  
支払猶予**が受けられる場合があります

港区国保年金課資格保険料係 03-3578-2643  
港区介護保険課介護保険料係 03-3578-2891

**国民健康保険・国民年金は来庁しなくても  
郵送で手続きできます**  
加入・保険証等の再交付、免除などの手続き

港区国保年金課資格保険料係 03-3578-2643  
港区国保年金課国民年金係 03-3578-2661

**住民税（特別区民税・都民税）申告期限**  
令和2年度住民税の確定申告等について、令和2年  
4月17日以降であっても柔軟に受け付けます。

港区 税務課課税係  
03-3578-2111

**公営住宅の支払いが困難な方**  
区営住宅の使用料減免・支払猶予、特公賃住宅・  
区立住宅・借上住宅の支払猶予の相談ができます

(株)東急コミュニティー 03-5733-0109  
平日：9～20時 第2・4土日：9～17時

債務返済

**住宅ローン等の返済等でお困りの方**  
返済切替えや支払い猶予の相談ができます

金融庁 新型コロナ相談ダイヤル  
0120-156811 03-5251-6813 平日10～17時

生活相談

**家賃の返済等でお困りの方**  
3～9か月分の家賃が支給される住宅確保給  
付金の活用など生活や就労の相談ができます

港区生活・就労支援センター  
03-5114-8826

労働

雇用調整助成金の申請など休業等の取り  
扱い、職場ハラスメントなどの相談

東京都 労働相談情報センター  
0570-00-6110

公共料金・  
通信・  
保険等

**電気・ガス料金の支払い**  
5月分までの料金支払いを1か月繰り延べしま  
す ご契約の事業者へ

東京ガス 0570-002211 03-3344-9100  
東京電力 0120-993-052 0120-995-113

**水道・下水道料金の支払い**  
お客様センターへ連絡後、最長で4か月の支払猶予

水道局 お客様センター  
03-5326-1101

**携帯電話料金の支払い**  
大手3社はスマートフォン等の携帯電話料金の支払  
を5月末まで繰り延べします ご契約の事業者へ

NTTドコモ 0800-333-0500  
KDDI 0077-7-111 au携帯から 157  
ソフトバンク 0800-170-4535

**生命保険・損害保険について**  
保険料の支払いや更新手続きの延長など

ご契約の保険会社へご連絡ください

奨学金

**大学等在学学生で学費納入にお困りの方**  
家計急変の場合、給付型奨学金等の対象に

日本学生支援機構奨学金相談センター  
0570-666-301 平日9～20時

個人向け 生活支援

# 一人一律10万円給付に変更! 公明党提案で迅速支給へ

これまで、新型コロナウイルス対応の緊急経済対策として、収入が住民税非課税水準まで急減した世帯に対してのみ「生活支援臨時給付金」(1世帯30万円の現金給付)を支給予定でしたが、公明党が主張し続けていた1人当たり一律10万円の給付金に変更されることが政府決定されました。所得制限を設けないことで、迅速な支給が可能となります。申請方法等の詳細な内容は今後の発表となりますが、支給開始は5月1日予定の国の補正予算成立後となります(5月下旬ころと見込まれています)。



給付金

**育児で休業中フリーランスへの支援**  
「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」  
令和2年2月27日~6月30日の間において小学校や幼稚園等の休業により、就業できなかった日につき、1日あたり4,100円(定額)  
申請期間:令和2年9月30日まで

学校等休業助成金・支援金等相談  
コールセンター 0120-60-3999

貸付

**個人向け貸付について**  
無利子・連帯保証人不要、据置期間:1年以内  
※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる  
●緊急小口資金(最大20万円)  
●総合支援資金(2人以上世帯 最大月20万円)

個人向け緊急小口・総合支援資金相談  
コールセンター 0120-46-1999  
港区社会福祉協議会 03-6230-0282

個人事業者向け 経営支援

給付金

**フリーランス等個人事業者への支援**  
「持続化給付金」  
売上が前年同月比で50%以上減少している者へ  
昨年1年間の売上からの減少分を上限100万円給付  
★国の5月1日予定の補正予算成立後

中小企業金融・給付金相談窓口  
0570-783183

電話番号変更

**休業要請等対象事業者への休業協力金**  
「感染拡大防止協力金」  
東京都は、緊急事態宣言にもとづく休業要請や協力依頼に全面的に応じた店舗等に対して単独店舗で50万円、複数店舗なら100万円を支給  
★4月22日より申請開始(支給は5月上旬頃~)

東京都緊急事態措置相談センター  
03-5388-0567

融資

**港区特別融資あっせん等**  
港区は、新型コロナ対策の無利子で最大500万円の特別融資あっせんと創設。セーフティネット認定やその他補助金の為の証明書発行も併せて実施中。

港区産業振興課経営相談担当  
03-3578-2560・2561

**新型コロナ感染又は感染の疑いで働けなくなったら…傷病手当が!**

港区では、新型コロナに感染し、又は発熱等の症状で感染が疑われ、働けなくなった国保加入者に対して、傷病手当金が支給されることに。給与水準等に応じて最大30,887円/日支給され、開始は4月24日補正予算成立後になります。

